

平成30年5月10日改訂

弁護士報酬規定

賀川法律事務所

賀川法律事務所における弁護士報酬等に関する規程

第1章 総則

(弁護士報酬の種類及び定義)

- 第1条 1 弁護士報酬は、相談料、書面による鑑定料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および、日当、立会料、接見料とする。
- 2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。

相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による簡易な鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいう。
着手金	事件または法律事務（以下、「事件」という。）の性質上委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。
立会料	弁護士が、当事者の契約交渉等に立ち会って法的な活動を行った場合の対価をいう。（「代理人」として弁護士活動を行う場合は着手金に含まれる。）
接見料	弁護士が、身体拘束中の被疑者被告人に接見し、法的な活動を行った場合の対価をいう。（「弁護士」として弁護士活動を行う場合は着手金に含まれる。）

3 用語・用法

弁護士	当事務所所属受任弁護士をいう。弁護士が副代理人を選任した場合はその副代理人も合わせてさす。
-----	---

依頼者	受任弁護士に事件処理を依頼した者をいう。
当事者	依頼した事件の利益を直接受ける者をいう。
示談交渉事件	不法行為、または、債務不履行により損害賠償を求める事件をいう。
契約交渉事件	示談交渉事件以外の契約締結事件をいう。
受任	弁護士が依頼人から事件処理について受任すること、以後弁護士には当該事件に関して代理権が発生する。
実費	弁護士が当該事件解決のために実際に出費した金員をいう。
その他の用語	関係各法規が定める定義または法令の一般的解釈によるものとする。
主語	特に断りが無い場合、条文の主語は弁護士をさす。

(支払期限)

第2条 着手金は事件等の依頼を受けた際に、報酬金は事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬について特則がある場合はその特則で定められたときに、依頼者との協議により定められたときはその定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第3条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、当初依頼を受けた事務処理の範囲をもって1件とする。

(弁護士報酬の特則による増減)

第4条 依頼を受けた事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく処理が通常予想される期間をはるかに超えるとき、または、受任後同様の事情が生じた場合において、第3章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増減することができる。

(消費税)

第5条 この規程に定める額は、消費税法にもとづき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を除く表示とする（消費税別途）。

第2章 相談料等

第6条 1 相談料は、最初の30分間を5000円とし、以後15分間毎2500円とする。

- ただし、弁護士が受任後、受任事件に関する相談の場合、相談料は発生しない。
- 2 電話相談料は、10分間毎1500円とする。

(書面による鑑定料)

第7条 1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

原則	5万円
簡易な場合	3万円
複雑な場合	10万円

第3章 着手金と報酬金

第1節 民事事件（家事行政事件を含む）

(民事事件の着手金と報酬金の算定基準)

第8条 1 民事事件の着手金と報酬金については、原則として、着手金は経済的利益の額を（相手方当事者から経済的利益を要求された場合は相手方当事者要求額）、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を（相手方当事者から経済的利益を請求された場合は事件処理によって減少した経済的負担額）、それぞれ基準として算定する。

(経済的利益が算定可能な場合)

第9条 前条の経済的利益の額は、訴額を基準として次のとおり算定する。

1 金銭債権	債権総額
2 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額。 (ライプニッツ係数によって算出する)
3 継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
4 賃料増額請求事件	増額分の7年分の額。
5 所有権	対象たる物の時価相当額（時価については、固定資産税評価額またはインターネット等の資料による時価等を参考の上、協議のうえ定める。以下の条項についても同じ。）。
6 所有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権	対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
7 建物の所有権に	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を

関する事件	加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
8 地役権	承役地の時価の2分の1の額
9 担保権	被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
10 不動産についての 所有権地上権、永 小作権、地役権、 賃借権および担 保権の登記手続 請求事件	第5号、第6号、第8号および前号に準じた額。
11 詐害行為取消請 求事件	事件請求債権額。ただし、取消される法律事務行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
12 共有物分割請求 事件	対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
13 遺産分割請求事 件	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分につき争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
14 遺留分減殺請求 事件	対象となる遺留分の時価相当額
15 将来の養育料請 求事件	2年分を経済的利益とする。ただし、子の年齢が18歳以上の場合には20歳に至るまでの期間とする。
16 将来の婚姻費用 請求事件	1年分を経済的利益とする。

(経済的利益が算定不能な場合)

- 第10条 1 前条により経済的利益の額を算定することができないときは、原則として、その額を800万円とする。
- 2 前項の額は、事件等の難易、軽重、手数および依頼者の受ける利益等を考慮して、適正かつ妥当な範囲内で依頼者と協議の上増減額できる。

(着手金と報酬金の算定方法及び報酬金発生要件)

第11条 1 第12条以下に定める特則事件を除き、訴訟事件（少額訴訟事件を含む。以下同じ。）、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、仲裁事件、労働審判等の公的紛争機関に対する申立事件（以下「ADR事件」という）、示談交渉事件、民事調停申立事件の着手金と報酬金は、本規程に特に定めのない限り、経済的利益の額（相手方当事者から請求を受けた場合はその請求額）を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

A 示談交渉事件、調停事件、ADR事件						
経済的利益	着手金	受任期間	延長料	執行追加料金	執行期間	訴訟移行時追加
170万円まで	10万円	6か月	5万円 (3ヶ月)	3万円	2か月	5万円
180万円～ 300万円	6%	6か月	10万円 (6か月)	2%	3か月	4%
310万円～ 3000万円	3% +9万円	6か月	15万円 (6か月)	1% +3万円	3か月	2.5% +4万円
受任期間：経済的利益が1000万円を超える場合には1年)						
3010万円～ 3億円	2% +39万円	1年	20万円 (1年)	0.7% +13万円	6か月	1.5% +34万円
3億10万円 超え	1.3% +249万円	1年	30万円 (1年)	0.4% +105万円	6か月	1% +184万円
※経済的利益は10万円単位とし、10万円未満は切り捨てとする。 ※訴訟移行時追加料金は同一事件の場合、訴訟時に経済的利益が増減した場合にはその増減後の金額によって算定する。						

B 訴訟事件着手金（上記A事件を経ない訴訟事件）				
訴額	第一審	上訴審	執行追加料金	受任執行期間
190万円まで	15万円	6万円	3万円	2か月
200万円～ 300万円	8%	3%	2%	3か月
310万円～ 1000万円	5% +9万円	2% +4万円	1% +3万円	3か月

1010万円～ 3000万円	5% +9万円	1% +44万円	1% +3万円	6か月
3010万円～ 3億円	3% +69万円	0.7% +56万円	0.7% +13万円	6か月
3億10万円 超え	2% +369万円	0.4% +146万円	0.4% +105万円	6か月
※訴額は10万円以下切り捨てとする。 ※上訴審の着手金は審級毎に追加する。				

C 簡易交渉事件着手金	
経済的利益の額にかかわらず以下のとおりとする。	
電話折衝（1回）	1万円
内容証明発送（1回）＋電話応対（1か月）	5万円

D 着手金加算事件	
	<p>特定事件については（医療過誤事件、建築紛争事件、行政事件、相手多数事件、訴訟物多数事件、民暴事件、その他左記事件に準じる複雑事件等）、上記ABC各事件の各料金を15%加算ができる。</p> <p>さらに、特定事件に加えて担当弁護士2名以上の対応が必要な事件など、特定事件以上に事件処理に多大な労力が必要な事件についてはABC各料金を25%加算できる。</p> <p>上記加算は、着手金については契約時、その他追加料金についてはその追加時に、依頼人と協議のうえ決定できる。</p>

E 着手金減額事件	
	証拠が明確で、権利関係に争いなく、事実上債権回収が主たる業務の場合、B事件の着手金について15%減額ができる。

F 報酬金（上記ABC各事件共通）	
経済的利益の額	報酬金
300万円まで	16%
300万円を超え3000万円まで	10%＋18万円
3000万円を超え3億円まで	6%＋138万円
3億円超え	4%＋738万円

2 報酬金の発生時期

上記A事件

示談交渉事件 ADR 事件 調停申立事件	示談が成立した場合、または和解又は仲裁が成立した場合、または調停が成立した場合において、任意に経済的利益を得た時期。
----------------------------	--

上記B事件（訴訟）

訴訟が終結し債務名義を得られた各場合において、任意または強制的に経済的利益を得た時期。

上記C事件

任意に支払いを受けた時期。

3 上記A B各事件終結後の執行事件を弁護士に依頼しない場合の特則

訴訟などにより債務名義を得た場合において相手側が任意の支払いには応じないが、強制執行を行えば相当額の回収が見込まれるとき、かつ、当該執行事件を弁護士に依頼しなかった場合には、当該債務名義の額をもって経済的利益とみなす。

4 継続給付解決の場合の特則

依頼人は、上記A B各事件において継続給付条件の示談及び債務名義を得た場合には、その支払総額の6割をもって経済的利益とみなして報酬金を支払うか、現実に支払われるごとに報酬を支払うかを選択できる。

ただし、養育料、婚姻費用の場合には第9条15項および同16項にしたがって経済的利益を算定する。

5 相手方から請求を受ける事件の場合の特則

相手側から請求を受けたA事件の場合、示談成立（調停、ADR含む）がなく、かつ、訴訟に至らない場合は、最終請求事実があった日から4か月間請求がない場合には、事実上事件は終結したものとみなし、その時点における最終被請求額を経済的利益とする。

ただし、事件終結後6か月以内に再度請求がなされた場合には、受領した報酬から示談交渉の延長料を控除した額を返金のうえ、交渉を再開する。

6 執行

執行方法については、依頼者と協議のうえ回収可能性が相当程度高い方法について行う。なお、執行期間内に行う執行回数については回収の可能性が相当程度ある執行であることを条件に経済合理的な回数とする。

（前条に定める事件から同条に定める他事件への移行）

第12条 1 前条に定める各事件から、同じく前条に定める他の種類の事件に移行した場合、A事件内の移行については同一事件として扱い、実費を申し受けるほかは着手金を受けない。

- 2 A事件からB事件への移行についてはA事件の訴訟への移行料金および実費を受ける。この場合、A事件受任時点と経済的利益の額が変更した場合はその変更した額の追加料金を受ける。
- 3 A事件内の移行回数は1回を限度とし、2回目以降は別事件として扱い、別途着手金を申し受ける。ただし、報酬金については最後の事件終結時にのみ受けるものとする。
- 4 B事件のうち、訴訟事件、非訟事件、家事審判事件について原審から受任していた事件が上級審へ移行した場合は、上訴審追加料金および実費を受ける。
第一審と上訴審で経済的利益が変更になった場合には、変更になった経済的利益にしたがって原審における報酬金は発生せず、上級審終結時に報酬金を受ける。

(契約締結交渉事件の特則)

第13条 契約締結交渉事件の着手金および報酬金の標準額は、経済的利益（交渉によって得られた経済的利益、または、交渉によって減額された経済的負担額）の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の標準額	報酬金の標準額
650万円まで	15万円	4%
650万円を超え 3000万円まで	15万円 +630万円を超える 部分の1%	26万円 +650万円を超える 部分の2%
3000万円を超え 3億円まで	38万5000円 +3000万円を超える 部分の0.5%	73万円 +3000万円を超える 部分の1%
3億円を超え	135万円 +3億円を超える 部分の0.3%	270万円 +3億円を超える 部分の0.6%

(支払督促手続事件)

第14条 1 支払督促手続事件の着手金の標準額は経済的利益の額を基準にして、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の標準額
250万円まで	5万円
250万円を超え 3000万円まで	5万円 +2500万円を超える部分の1%
3000万円を超え 3億円まで	32万円 +3000万円を超える部分の0.5%

3億円超え	167万円 + 3億円を超える部分の0.3%
-------	---------------------------

- 2 支払督促手続が通常訴訟に移行したときは、第11条のAの訴訟追加費用を申し受け、その後は訴訟案件として扱う。
- 3 支払督促手続事件の報酬金は、第11条のFのとおりとし、任意に回収した金銭等の額を経済的利益とする。
- 4 相手方が任意に支払いに応じない場合は、第11条のBの執行追加料金にしたがって執行料金を算定する。なお、執行により経済的利益を得た場合は、第11条のFにしたがって報酬を算定する。

(手形、小切手訴訟事件の特則)

第15条 1 手形、小切手訴訟の着手金および報酬金の標準額は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金の標準額	報酬金の標準額
125万円まで	10万円	8%
125万円を超え 300万円まで	10万円 + 125万円を超える部分の4%	10万円 + 125万円を超える部分の8%
300万円を超え 3000万円まで	17万円 + 300万円を超える部分の2.5%	20万円 + 3000万円を超える部分の5%
3000万円を超え 3億円まで	84万5000円 + 3000万円を超える部分の1.5%	155万円 + 3000万円を超える部分の3%
3億円超え	489万5000円 + 3億円を超える部分の1%	965万円 + 3億円を超える部分の25%

- 2 手形、小切手手続事件が訴訟に移行したときの着手金の標準額は、第11条のBにより算定された額と前項の規定により算定された額との差額を追加料金とする。
- 3 手形、小切手訴訟の報酬は、第11条のFにしたがって算定する。

(離婚事件の特則)

第16条 1 離婚事件のうち、調停および示談交渉事件の着手金は、原則として30万円とし、裁判手続を経由した場合は、調停手続も含めて40万円とする。

報酬金は、離婚の成立（離婚を求めない場合は不成立）については、調停および示談交渉事件の場合は原則として30万円とし、裁判手続を経由した場合は、調停手

続も含めて40万円とする。財産給付があった場合は、その財産給付の10%が着手金相当額を超える場合は、第11条の報酬金欄記載の金額とする。

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金および報酬金の額を事案の複雑さ、養育料請求、慰謝料請求、親権者確定等の要否、および事件処理に要する手数等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(建物明渡事件の特則)

- 第17条
- 1 建物明渡事件の着手金は、賃料不払いを理由とする場合は原則とし20万円、その他の理由の場合は原則として30万円とし、報酬金は、いずれの場合も原則として30万円とする。
 - 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、建物明渡事件の着手金および報酬金の額を事案の複雑さおよび事件処理に要する手数等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる

(土地明渡事件の特則)

- 第18条
- 1 土地明渡事件の着手金は、賃料不払いを理由とする場合は原則とし30万円、その他の理由の場合は原則として40万円とし、報酬金は、標準で50万円とする。
 - 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、土地明渡事件の着手金および報酬金の額を事案の複雑さおよび事件処理に要する手数等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件の特則)

- 第19条
- 1 境界に関する訴訟の着手金と報酬金は、原則として30万円以上とし、協議の上決定する。
 - 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、土地明渡事件の着手金および報酬金の額を依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる

(借地非訟事件の特則)

- 第20条
- 1 借地非訟事件の着手金の標準額は、借地の額を基準として、次表のとおり算定する。

借地権の額	着手金の標準額
5000万円までの場合	40万円
5000万円超え	40万円 +5000万円を超える部分の0.5%

- 2 借地非訟事件の報酬金の標準額は次のとおりとする。

(1) 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方

の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1をそれぞれ経済的利益の額として、第11条の規定により算定された額に消費税を加算した額とする。

- (2) 相手方については、その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の2分の1を、賃料の増減額または財産上の給付が認められたときは、賃料増減額分の7年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第11条の規定により算定された金額に消費税を加算した額。

(保全命令申立事件の特則)

- 第21条 1 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金の標準額は、第11条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大または複雑であるときは、第11条の規定により算定された額の4分の1を標準額とする報酬金を受ける。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1を標準額とする報酬金を受ける。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第11条の規定に準じて報酬金を受ける。
- 4 保全執行事件は、その執行は重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることとし、その標準額については、次条第1項および第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受ける。

(民事執行事件の特則)

- 第22条 1 民事執行事件の着手金の標準額は、第11条のA B各事件に引き続き受任するときを除いて、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金の標準額は、第11条のA B各事件に引き続き受任するときを除いて、第11条の規定により算定された額の4分の1とする。

(事業者の任意整理事件の特則)

- 第23条 1 事業者の任意整理事件の着手金の標準額は78万7500円とする。
- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金の標準額は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価格（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円までの部分	15%
500万円を超え1000万円まで部分	10%
1000万円を超え5000万円までの部分	8%
5000万円を超え1億円までの部分	6%
1億円を超える部分	5%

(2) 依頼者および依頼者に準ずる者から委任提供を受けた配当原資につき

5000万円までの部分	3%
5000万円を超え1億円まで部分	2%
1億円を超える部分	1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金の標準額は、第24条第2項の規定を準用する。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬額を受ける。

(非事業者の任意整理事件の特則)

第24条 1 非事業者（事業者であっても、経営状態や規模等の事情からすれば、非事業者の任意整理事件として処理することが適切であるとみられる場合を含む。以下同じ。）の任意整理事件（任意整理の手段として特定調停を利用する場合を含む。以下「非事業者の任意整理事件」という。）の着手金の標準額は、前条第1項の規定にかかわらず、2万円に債権者数（同一債権者であっても別支店の場合は別債権者として計算する。以下同じ。）を乗じた金額とする。

ただし、5万円を最低額とする。

2 非事業者の任意整理事件の報酬金の標準額は、次の各号の金額とする。

ただし、5万円を最低額とする。

(1) 債権者が主張する元金額から、当該債権者との和解金額を差し引いた額の10%に消費税を加算した額

(2) 債権者との交渉によって過払金の返還を受けたときは、当該債権者が主張する請求金額の10%および受領した過払金の額の10%に消費税を加算した額

3 任意弁済の分割弁済金の支払いを代行する場合の手数料の標準額は、金融機関の送金手数料を含め1件1回1000円とする。

4 非事業者の任意整理事件が終了した後、再度支払い条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは別件（1万円に債権者数を乗じた金額）とする。

(民事再生事件の特則)

第25条 1 民事再生事件の標準着手金および標準報酬金は次の額とする。

- (1) 事業者の民事再生事件 100万円
- (2) 非事業者の民事再生事件 30万円
- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として依頼者との協議により執務量および既に受けている着手金または報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金額は、第11条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては、既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。ただし、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けることができる。

(給与所得者等再生事件および小規模個人再生事件の特則)

第26条 1 給与所得者等再生事件および小規模個人再生事件の着手金の標準額は次表の通りとする。

住宅資金特別条項の有無	着手金の標準額
なし	30万円
あり	40万円

- 2 給与所得者等再生事件および小規模個人再生事件の報酬金は、再生計画の認可決定が得られた場合にのみ受領し、その標準額は次表のとおりとする。ただし、月額報酬を受領した場合は、次表の報酬金額から受領済みの月額報酬を控除した残額とする。

住宅資金特別条項の有無	報酬金の標準額
なし	10万円
あり	15万円

- 3 民事再生計画法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金の標準額は、第1項の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金の標準限度額は前項の規定を準用する。
- 4 再生計画の履行を代行する場合の手数料の標準限度額は、金融機関の送金手数料を含め、1件1回1000円とする。
- 5 民事再生の申立てをしたが再生計画の許可が得られず、自己破産へ移行した場合には、別に自己破産事件の着手金を受領する。
- 6 債権者からの提訴に応訴する場合において、実質的に争わない場合は、着手金および報酬金は受領できないものとし、日当のみ受領できる。この場合の日当の標準額は、裁判所への出頭1回につき1万円とする。
ただし、日当の総額は3万円を超えないものとする。

(倒産整理事件の特則)

第 27 条 1 破産、会社整理、特別清算および会社更生の各事件の着手金および報酬金は、資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定めるが、その標準額はそれぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 自己破産事件 | 50万円 |
| (2) 自己破産以外の破産事件 | 50万円 |
| (3) 会社整理事件 | 200万円 |
| (4) 特別清算事件 | 200万円 |
| (5) 会社更生事件 | 400万円 |

2 前項の各事件の報酬金は、前記標準額によらない定めをした場合は第 11 条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第 1 号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受ける。

3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金の標準額については、第 1 項第 2 号の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。この場合の報酬金の標準額については前項の規定を準用する。

(非事業者の自己破産事件の特則)

第 28 条 1 非事業者の自己破産事件の着手金の標準額は 20 万円とする。

2 非事業者の自己破産事件の報酬金の標準額は 15 万円とする。
ただし、免責決定が得られなかった場合は、報酬金を受領しない。

3 夫婦および子、同居する兄弟等複数人からの受任で同一裁判所での同時進行手続の場合、1 人あたりの着手金および報酬金の標準額は 5 万円を各々減額した額とする。

会社とその代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。

4 任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産の着手金のみ受領する。この場合、任意整理の着手金との過不足を清算する。

5 任意整理案の提示後、任意整理前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金と別途に自己破産の着手金および報酬金を受領する。

6 個人再生の委任を受けたが再生計画の認可決定が得られず自己破産をあらためて申し立てざるを得なくなったときは、個人再生の着手金と別途に自己破産の着手金および報酬金を受領する。

7 第26条第6項の規定は、非事業者の自己破産事件の場合に準用する。

(行政上の不服申立事件の特則)

第29条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金の標準額は、前条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

第2節 刑事事件

第30条 刑事事件の着手金の標準額は次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金の標準額	追加料金
在宅起訴前刑事事件	20万円 (受任期間2か月)	拘束された場合10万円。 受任期間延長の場合10万円(1か月)。
起訴前身体拘束刑事事件	30万円	
上記事件別事件再逮捕勾留の場合 1件につき	10万円	別事件の任意取り調べを含む。
上記事件起訴後弁護追加	10万円	
起訴後から弁護開始の場合 (在宅、拘束事件とも)	25万円	
上記事件の上訴審	各審級毎15万円	
否認事件、難事件、複雑事件 追加料金	10万円～50万円	弁護士と協議の上決定する。
追起訴事件追加 1件につき	10万円～	
裁判員裁判事件加算料金	50万円～100万円	
再審査請求事件	75万円	

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金の標準額は次表のとおりとする。

刑事事件の内容	結果	報酬金の標準額
起訴前	不起訴(起訴猶予含む)、在宅事件の場合には検察官への非送	30万円

	致など事実上の捜査 終結の場合(3か月間 呼び出しがない場合 など)	
	求略式命令	20万円
	勾留取り消し	10万円
起訴後	刑の執行猶予	30万5000円
	求刑された刑が減刑 された場合(上訴審 における原審破棄自 判の場合を含む)	20万円
	無罪	70万円
	保釈許可	第33条による
	検察官上訴棄却	50万円
接見費用 1回につき (身体拘束されている被疑者被告人に対 する面会のみ)		2万円

(検察官の上訴取下げ等)

第32条 検察官の上訴の取下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金の標準額は、それまでに弁護人が費やした時間および執務量を考慮したうえ、第30条の規定を準用する。

(保釈等)

第33条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金および報酬金とは別に、着手金として1回3万円、報酬金は各10万円を受ける。

(告訴、告発等)

第34条 1 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金の標準額は、次表のとおりとする。なお、報酬金は各々の申し立てが認められた場合、着手金の同額を受ける。

刑事事件の内容	着手金の標準額
事案簡明な事件	15万円
前段以外の事件	30万円 事案の複雑さおよび事務処理の労力の程度にしたがって協議の上定める。

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件をいう。

(少年事件の着手金および報酬金)

第 35 条 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金の標準額は次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金の標準額
家庭裁判所送致前および送致後	各 30 万円
抗告、再抗告および保護処分の取消	各 40 万円

2 少年事件の報酬金の標準額は次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金の標準額
非行事実なしに基づく審判不開始または不処分	30 万円
その他	20 万円

3 弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとする。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第 36 条 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第 3 条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても 1 件の事件とみなす。

2 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、原則として本章第 2 節の規定によるが、半額まで減額できるものとする。この場合、家裁における報酬金は発生せず、刑事事件の報酬金のみ受ける。

第 4 章 手数料

(手数料)

第 37 条 手数料の標準額は、本規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。この場合において、経済的利益の額の算定については、第 9 条ないし第 11 条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料の標準額

項目	分類	手数料の標準額
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の		20 万円

着手金とは別に受けることができる。)			
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成してもその手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円までの部分	10万円
		300万円を超え 3000万円までの部分	1%
		3000万円を超え 3億円までの部分	0.5%
		3億円を超える部分	0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第12条または第13条ないし第21条の各規定により算定された額。	
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額。	
倒産整理事件の債権届出		5万円	
簡易な家事審判 (家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		15万円	

(2) 裁判外の手数料の標準額

項目	分類	手数料の標準額	
調査費用	簡易調査 (戸籍、登記など公開資料の取得)	3万円	
	標準調査 (判例文献検索などの法的調査、23条照会等の事実調査)	5万円	
	事前調査 (事実調査、法的検討を含む総合調査等)	10万円以上とし、複雑事件の場合は協議の上決定する。	
契約書類 およびこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	10万円
		経済的利益の額が1000万円を超え3000万円未満のもの	20万円
		経済的利益の額が3000万円を超えるもの	45万円

	非定型	300万円までの部分	10万円
		300万円を超え3000万円までの部分	1%
		3000万円を超え3億円までの部分	0.3%
		3億円を超える部分	0.1%
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
内容証明作成のみ（弁護士名なし）			3万円
遺言書作成	定型		15万円
	非定型	300万円までの部分	20万円
		300万円を超え3000万円までの部分	1%
		3000万円を超え3億円までの部分	0.3%
		3億円を超える部分	0.1%
公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。		
遺言執行	基本	300万円までの部分	20万円
		300万円を超え1000万円までの部分	30万円
		1000万円を超え2000万円までの部分	40万円
		2000万円を超え3000万円までの部分	50万円
		3000万円を超え3億円までの部分	1%
		3億円を超える部分	0.5%
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する。	
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に応じて以下により算出された額	
		1000万円までの部分	4%
		1000万円を超え2000万円までの部分	3%
		2000万円を超え1億円までの部分	2%
		1億円を超え2億円までの部分	1%

		2億円を超え20億円までの部分	0.5%
		20億円を超える部分	0.3%
会社設立 等以外の 登記	申請手続	1件につき5万円	
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は1通につき1000円とする。	
株主総会 等指導	基本	45万円	
	総会等準備も指導する場合	75万円	
現物出資等証明（商法第173条第3項等および有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）			30万円
簡易な自賠償請求（自 動車損害賠償責任保険 に基づく被害者による 簡易な損害賠償請求）	次により算定された額		
	給付金額が150万円までの場合		7万5000円
	給付金額が150万円を超える場合		5%

（任意後見および財産管理・身上監護）

第38条 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士報酬の標準額は、次のとおりとする。

- (1) 任意後見または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理または身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料の標準額は、第37条第2号の法律関係調査に関する規定を準用する。
- (2) 任意後見契約または財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けることができるものとし、その標準額は次表のとおりとする。ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に賀川法律事務所報酬規程の定めにより算定された弁護士報酬を受ける。

事件処理の内容	弁護士報酬の標準額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額2万5000円
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額6万5000円

- (3) 任意後見契約または財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料の標準額は、1回あたり1万7500円とする。

第5章 日当及び立会料

(出張日当)

第39条 1 出張日当の標準額は次表のとおりとする。

移動時間	1時間まで	1万円
	1時間を超え 以後30分毎	5000円加算 (上限5万円)
宿泊を要する場合		一律4万円
海外出張の場合		別途協議とする。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費として日当相当分を預かることができる。

3 立会料は1件1時間程度2万円とする。

第6章 実費

(実費の負担)

第40条 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料(弁護士事務所の複写機使用の場合白黒1枚10円、カラー1枚50円、その他の場合は実費)、写真代、交通通信費、保証金、供託金、執行実費、外部調査委託料、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費を預かることができる。ただし、事件終了後、弁護士は、預かった実費を精算する。

(岡山市、倉敷市、早島町、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、総社市以外の場所へ行く場合(以下「出張」の交通費))

第41条 1 出張のための賀川法律事務所から鉄道、船舶、航空機の利用については、最高運賃の等級を利用することができる。

2 出張のため、他に適当な交通機関がない場合は、タクシーを利用することができる。

3 出張のため、弁護士が賀川法律事務所から自動車を運転した場合は、有料道路通行料金、駐車料金、燃料代等(走行1kmあたり15円)を受ける。

4 出張以外の交通費は、着手金その他に含まれる。

(顧問料)

第42条 顧問料は、原則として次のとおりとする。

1 月額5万円からとする。

- 2 上記顧問料は、事業者の規模、事案の複雑さ等により協議の上増額できる。
- 3 顧問契約は、1年ごとに更新するものとし、双方から更新日以前に申入れがない場合、前回の条件で自動的に更新する。
- 4 顧問契約を締結により、依頼人は営業時間に限り、弁護士と法律に関して相談（電話、面談）を無料で行うことができる。
- 5 顧問契約の締結により、依頼人は、本規定に定める報酬規定の20%減額した価格でサービスの提供を受けることができる。
- 6 その他、顧問契約についての取り決めは別途協議の上定め、書面を作成する。

（委任契約の中途終了）

- 第43条
- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任・辞任または委任事務の継続不能により途中で終了したときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求することができる。
 - 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか依頼者に重大な責任があるときには、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

（事件処理等の終了）

- 第44条
- 下記の場合事件は当然に終了する。
- 1 各々の事件の目的の成就、不成就が確実になった場合。
 - 2 弁護士から依頼人に対して連絡が取れなくなったとき、または、送付物の不送付が確実となったとき。
 - 3 民法上の委任規定により当然終了となる場合。

（事件処理の中止）

- 第45条
- 1 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときには、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができる。
 - 2 前項の場合には、弁護士は、委任事務を中止する前にあらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

（弁護士報酬の相殺等）

- 第46条
- 1 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときには、弁護士は依頼者に

対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

第8章 本規定の効力

(効力要件及び改訂)

第47条 本規定は平成27年8月7日より効力を有する。本規程が改訂された場合においても、受任時における規程内容に従うものとする。

第48条 本規定は依頼人と弁護士が協議の上本規定と矛盾する内容を定め他場合、当該規定は効力を失う。本規定を手書きで加筆または修正する場合は、弁護士及び依頼人双方が修正箇所を捺印しなければ効力を生じない。

第49条 本規定は受任時依頼人に対して1部交付し、同一の規定を弁護士は保管する。本規定は表紙を含めて全24ページ、全49条をもって構成する。本規定の紙片の全てに弁護士の職印の割印がない場合、当該規定は効力を有せず、弁護士が保管する規定のみが効力を有する。

以下は余白